

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」 (第25号事件) 本案判決 (3・完)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) 国際海洋法裁判所本案判決
判 決

I. 序

II. 両当事国の申立

III. 事実の概要

IV. 証拠法

V. 管轄権の範囲

(以上、本誌55巻3号)

VI. 海洋法条約87条

VII. 海洋法条約300条

(以上、本誌第55巻第4号)

VIII. 賠償

IX. 裁判費用

X. 主文

Treves 特任裁判官の宣言

Cot、Pawlak、Yanai、Hoffmann、Kolodkin 及び Lijnzaad 各裁判官並び
に Treves 特任裁判官の共同反対意見 (以上、本号)

VIII. 賠償

309. 本判決230項でイタリアが国連海洋法条約87条1項に違反したと認定したことを踏まえて、これから賠償 (reparation) の問題に目を向けることとする。

310. パナマは、その最終申立で、当裁判所に対し次のことを認定し、宣言し及び判示するよう要請した。

「イタリアは、これらの違反の結果、パナマが被った損害とノースター号の運航に関係するすべての者が被った損害を、賠償する責任を有すること。

その賠償額は、2,700万9,266.22米ドル及びその利息2,487万3,091.82米ドル並びに17万368.10ユーロ及びその利息2万6,320.31ユーロ、である。」

311. パナマによると、ノースター号現物での原状回復は、本件事件では不可能である、なぜなら、「ノースター号は腐食した状態であり、また長期間が経過してしまっているからである」、という。また、「船主が Majorca 島の Palma 港湾局に支払うべき債務のためノースター号は公売に掛けられており、そのために以前の状態 (*status quo ante*) に戻すことは不可能となった」、という。

312. 以上より、パナマは、「今となっては、金銭賠償が完全な賠償を確保する最も合理的な形態であり、この方法が「経済的に算定可能な (*quantifiable*) (物質的・非物質的な、あるいは精神的な) すべての損害を含む」、と主張した。

313. これに対しイタリアは、パナマの金銭賠償の要請を否定する。

314. イタリアは、「金銭賠償を受ける権利の存在を確認するためには、原告は、申し立てている違法行為と被った被害との間の因果関係 (*lien de causalité*) の存在を証明する必要がある」、と主張する。これに関して、イタリアは、ILC が2001年の第53会期で採択した国際違法行為についての国家の責任に関する条文案（以下「ILC 国家責任条文」とする。）の31条1項に依拠する。

315. イタリアは、「違法行為と被害との間の因果関係の存在は、軽々に推定する (*presumed*) ことはできず」、「金銭賠償を求めることができる損害は、被告の違法行為の直接の結果でなくてはならない」、と述べた。

* * *

316. さて、当裁判所は、国際法上の賠償に関する規則について自身の見解を表明している。サイガ号事件（第2）判決で、当裁判所は次のように述べた。

「十分に確立した国際法規則によると、他国の国際違法行為の結果損害を被った国は、違法行為を行った国から被った損害について賠償を得る権利を有し、『賠償は、可能な限り、その違法行為の結果のすべてを払拭し、その行為が行われなかったならば存在していたであろう状態に復旧するものでなくてはならない』。(ホルジョウ工場事件、本案、判決第13号、1928年、

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決 (3・完)

PCIJ Series A, No. 17, p. 47」

(サイガ号事件 (第2)、(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 65, para. 170; また、バージニア G 号事件 (パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 116, para. 428でも想起された)

317. 当裁判所は、この点に関して ILC 国家責任条文1条に留意する。これは、次のように規定する。「国によるすべての国際違法行為は、当該国の国際責任を伴う」。当裁判所はまた、バージニア G 号事件判決で、自身の見解を次のように示した。「ILC 国家責任条文案の1条も慣習国際法を反映している」(バージニア G 号事件 (パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 117, para. 430)。

318. また、ILC 国家責任条文は、31条1項で更に次のように定めている。「責任のある国は、当該国際違法行為により生じた被害について完全な賠償を行う義務を負う」。これに関連して、海底紛争裁判部は、2011年2月1日の勧告的意見で、ILC 国家責任条文31条1項は慣習国際法の一部であると述べている(深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 62, para. 194)。

319. 当裁判所は、サイガ号事件 (第2) 判決で、賠償は国際法上様々な形態をとりうることに留意した。

「賠償は、『原状回復、金銭賠償、満足の付与及び再発防止の保証並びにこれらの単独又は複数の組み合わせ』の形態となることがある……。賠償は、事案の状況に依り、経済的に算定可能な損害について及び非物質的な損害について、金銭賠償の形態をとることがある。そのような状況としては、例えば、違法行為を行った国の行動や違反の行われ方がある。満足の付与の形態での賠償は、権利の侵害があったとする裁判所の宣言により与えられることがある。」

(サイガ号事件 (第2) (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 65, para. 171)

320. 当裁判所は、ノースター号の損失については、原状回復は本件事件においてはもはや物理的に不可能である、と判断する。

321. 上述230項の認定に照らして及び国際法上の賠償に関する規則に従い、イタリアは、国際違法行為について責任のある国として、海洋法条約87条1項の違反により引き起こされた損害について金銭賠償を支払う義務を負う。

322. 次に、当裁判所は、被った損害について金銭賠償を受ける権利の問題を検討する。当裁判所は、サイガ号事件(第2)判決で、次のように判示した。

「当裁判所の見解では、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、直接に被った損害について及びサイガ号(その運航に関わるすべての利害関係者を含む。)が被った損害その他の損失について、賠償を求める権利を有する。」

(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at pp. 65-66, para. 172)

また、当裁判所は、バージニアG号事件判決で、次のように述べた。

「本件事件において、パナマは、同国が被った損害について賠償を求める権利を有する。パナマはまた、……同船(その運航に関わるすべての利害関係者を含む。)が被った損害その他の損失について賠償を求める権利を有する。」

(バージニアG号事件(パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 118, para. 434)

323. 本件事件において、当裁判所は自身の先例に従う。当裁判所の見解では、パナマは、自国が被った損害について、及びノースター号(同船の運航に関わるすべての利害関係者を含む。)が被った損害その他の損失について、賠償金を受ける権利を有する。

1. 因果性

(1) 因果関係

324. パナマは、「損害は、当該船舶の出港が禁止されたその瞬間から、発生した」のであり、「ノースター号の抑留の長期化は、賠償金の算定の観点から影響を及ぼす」、と主張する。

325. パナマは、「ノースター号の抑留により及びその抑留の結果事業遂行が不能となったことにより生じた逸失利益と、同船の関係者に生じたすべての損害の原因は、ただ1つだけである。それは、差押えの実施である」、という。

326. パナマは、請求に係る損害と当該違法行為との間の因果関係を否定するイタリアの主張に対し、これに関する「試験問題 (test questions)」の1つは、もしイタリアがノースター号の差押えを命じその実施を請求しなかったなら損害が生じたかどうか、でなければならない、と主張する。

327. パナマは、「ノースター号の差押えを命じその実施を請求した根拠であるイタリア関税法の適用は、違法行為の不可欠な原因 (*sine qua non cause*) であり、「このような命令がなければ損害についての責任と請求は生じなかったはずである」、と主張する。

328. パナマはまた、「ノースター号が最終的に滅失したのは、差押えとその後の抑留の直接の結果であることは、明らかである」とし、もしノースター号の違法な差押えがなければ、パナマ海事庁に支払われるべきすべての税金と登録料は適時に支払われたであろうし、同船に関係のある自然人は刑事手続きにかけられ裁判費用と弁護士費用を支払わされることもなかった、と述べた。

329. これに対し、イタリアは、「パナマが受けたという損害は、差押命令からでも実施請求からでもなく、差押命令の現実の実施から生じたものである」、と主張する。

330. そのため、イタリアは、次のように主張する。

「もし海洋法裁判所が差押命令とその実施請求それ自体 (例えば差押えの実施以外の) が87条の違反を構成すると認定するならば、……その救済方法は、

これらの行為の違法性を認定する宣言判決であり、何らの損害賠償命令とはならないであろう。なぜなら、差押命令ないし実施請求からは何ら損害が生じていないからである。]

331. イタリアはまた、差押命令と実施請求がただ存在していることと、パナマが被ったとする損害との間には、因果関係がない、と主張する。イタリアによると、「差押命令が現実に実施されるまでは、その命令はパナマに対しても航行の自由に対しても何ら効果が生じないし、パナマが被ったという損害に対しても、やはり何ら効果が生じないのである」、という。

332. そして、イタリアは、「直接損害があるとしてその賠償金を求めるのなら、パナマは、イタリアの行動とこれらの損害との間の関係が直接的であるといいうることを証明しなければならない」、と主張した。

* * *

333. さて、イタリアの違法行為とパナマが被った損害の間の因果関係の問題を検討するに当たり、ILC 国家責任条文の31条1項を参照しておきたい。この規定は、「責任のある国は、当該国際違法行為により生じた被害について完全な賠償を行う義務を負う」、と定める。当裁判所は、また、バージニア G 号事件における当裁判所の先例にも触れておきたい。この事件において、当裁判所は、行われた違法行為と被った損害との間の因果関係の要件を強調した。当裁判所は次のように述べた。

「当裁判所の見解では、没収された軽油の価格と船舶の修理費用に関する損害と損失のみが、不法な没収の直接の結果である。

……

パナマが……記した他の請求についてであるが、当裁判所は、この点についてパナマはバージニア G 号の没収とこれらの請求の因果関係の要件を満たしていない、と結論づける。

……

パナマが賠償金を請求する修理費は、必ずしもそのすべてが船舶の没収との因果関係の要件を満たしているとはいえない。]

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決 (3・完)

(バージニア G 号事件 (パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at pp. 118-120, paras. 435, 439, 442)

334. 本件事件において、当裁判所は、イタリアの違法行為により生じた損害についてのパナマの賠償金請求を検討するに当たり、上述の先例を指針とする。そのため、イタリアの違法行為により直接に生じた損害のみが賠償金の対象であることを、指摘しておく。

335. 当裁判所は、前述230項で、イタリアが海洋法条約87条1項に違反したのは、差押命令とその実施請求によるだけでなく、ノースター号の差押えと抑留にもよる、と結論づけた。したがって、賠償金の対象となる損害は、ノースター号の差押えと抑留により直接に生じた損害である。

(2) 因果関係の中断

336. 損害のそれぞれの分類についてのパナマの請求を評価するに先立ち、イタリアの違法行為とパナマが受けた被害の間の因果関係がノースター号の差押え後に中断されたかどうかの問題を、検討する。

337. パナマは、パナマは1999年とまた2003年にもノースター号を回収しなかったとするイタリアの主張を否定し、「船主もパナマも、いずれの機会においても、同船の回収を拒否したという証拠はない」、と主張する。

338. パナマは、船主は1999年にノースター号を釈放するために保証金その他の保証を提供することができなかった、「なぜなら、同船が長期間抑留されたために、収入源のすべてを失ったからであり、また船主は「収入を得るための他の船舶を持っていなかった」からである、という。

339. パナマの主張によると、ノースター号の船主が、以前別の船舶である Spiro F 号が差し押さえられた際、ノースター号も差し押さえられるかも知れないことを恐れ、同船が差し押さえられた場合の銀行保証を得ようとしたところ、「その銀行は、1998年9月16日付のファクシミリで、保証できない、と通知してきた」、という。

340. パナマは、次のように主張する。

「たとえ船主が保証金を提供する金銭的手段を有していたとしても、この支払は合理的であったとはいえない、なぜなら、保証金の提供の後にノースター号が釈放されても、この事業を行った別の機会に、再度差し押さえられる可能性があるからである。」

341. パナマの見解では、当該船主は保証金を提供することを拒否する選択肢を行使する権利があり、したがって、船主が1999年に保証金提供を拒否したからといって因果関係が中断したことにはならない、という。

342. パナマはまた、次のように述べる。

「ノースター号の差押えは違法であるから、イタリアは、何らの代償や保証金なしにノースター号を釈放する義務を有していた。したがって、差押えが認められていない船舶を釈放するために保証金を要求することは、保証金の金額に関係なく違法である。」

343. パナマは、船長が2003年3月14日の Savona 地方裁判所判決について通知を受けたことを、認める。この判決は、「『ノースター号の差押えを取り消し、同船を INTERMARINE 社に返還し、保証金を返却する』ことを命じた」ものであり、2003年3月26日付の書留郵便でその後に2003年7月2日にノルウェー当局を通じて、通知された。

344. もっとも、パナマは、ノースター号が差し押さえられてから5年後の2003年に船主が同船を入手することは期待できなかった、という。なぜなら、当該船舶は必要な保守管理作業を受けていないし、相応する義務的検査を受けてもいないからである。

345. パナマは、「イタリアの裁判所（地方裁判所と控訴院）がノースター号の釈放を命じたにも関わらず、この決定は実行されず、イタリアもこの決定を遵守するための措置をとらなかった。」と主張する。パナマは、船長にも旗国にも、同船を回収するための措置について話し合うための連絡はなかった、という。

346. パナマは、次のように主張する。

「同船の釈放を命じる判決を船長に通知するだけでは、十分ではない。イタ

リアは、通知をしたからといって、この命令を実行するために必要で積極的で効果的な措置をとる義務から免れることはないし、また、ノースター号をその船長の元に置いて船長が権限ある機関を通じて同船の状態を評価できるようにする義務からも免れることはない。」

347. そして、パナマは、「ノースター号の差押え後は、同船の保守管理に責任を負うのはイタリアであって、船主でもパナマでもない」けれども、「イタリアは、ノースター号がその船級を維持するために必要な検査を受けたことの証明書を示したことはなく、この懈怠について責任があるとされるべきである」、と主張した。

348. これに対し、イタリアは、「イタリアの行動とパナマが主張する損害との間の因果関係が確証されるとしても、その因果関係は連続してはおらず、ノースター号の船主自身の行動により中断した」、と主張する。また、「判例法と学説によると、当該行動と被害との間に因果関係が存在するだけでなく、因果関係が連続していることが必要である」、と付言する（訳者注：下線の強調は原文ではイタリック）。

349. イタリアによると、イタリアの行動と損害の間に存在するとされる因果関係は、1999年と2003年のパナマの行動により中断した、という。すなわち、1999年に、イタリアの司法当局が合理的な保証金の提供を条件に同船の釈放を決定したにも関わらず、ノースター号の船主は同船を回収しなかった。また、いずれにせよ2003年に、ノースター号の船主は、Savona 地方裁判所が同船の無条件の釈放を命じた判決を言い渡した後になっても同船を回収しなかった、という。

350. イタリアは、パナマが被ったと主張する損害は、船主が保証金を支払わない選択をしたことの直接の結果である、と主張する。

351. イタリアは、次のように主張する。

「1999年1月に、Savona 地方裁判所検察官は、ノースター号の船主が同船を釈放するよう要請したことを受け入れ、2億5,000万リラ（約14万5,000米ドルまたは12万5,000ユーロ）の保証金の支払いを条件に、釈放を命じた。」

イタリアの主張によると、その検察官は、保証金の提供を条件に同船の釈放を行うに当たり、「国際法及び国内法の諸原則に従って」行動した、という。

352. イタリアの見解では、保証金額は完全に合理的であり、また外国船舶の差押え／拿捕 (arrest) を伴う刑事裁判において通常義務づけられる金額よりもかなり低いものであって、保証金はパナマがノースター号の価値として申告した金額の25%に満たない、という。

353. イタリアは、船主が保証金を提供できなかったのは「同船が長期にわたり抑留されたためすべての収入源を失った」からだとするパナマの主張に対し、パナマのその主張はノースター号の船主の実際の資金状況について何ら証拠により支持されておらず、「いずれにせよ、船主がなぜ保証金を支払わなかったかの理由についての考慮は、保証金の客観的な合理性と適法性を減じるものではない」、と述べる。

354. イタリアは、パナマの主張－保証金を提供した後にノースター号が釈放されたとしても、同船が次に事業を行った際にはまた差押え／拿捕が行われる可能性がある－は全く証明されておらず、したがってこの主張を取り上げる必要はない、という。

355. イタリアはまた、仮に因果関係があったとしてもそれは1999年に中断しているという従来の主張を維持しつつ、次のように述べる。

「2003年3月13日の Savona 地方裁判所判決の後に船長が同船を回収しなかったことは、ノースター号の差押えとパナマが申し立てる損害との間の因果関係の別の中断を構成する。」

356. イタリアは、2003年に Savona 地方裁判所が次のことを判示したことを、指摘する。

「ノースター号を差押えから釈放し無条件かつ直ちに返還するよう命じたこと。スペイン当局に対し、この釈放命令を送付して同船の釈放を同船の管理担当者に通知するよう、要請したこと。スペイン当局に対し、船主に同船の現実の返還を確保しイタリア当局にその釈放の確認書を送付するよう、要請したこと。」

357. イタリアは、「船主は、同船が回収可能であることを何回か知らされていたにも関わらず、イタリアからの連絡に基づいて行動することはなかった」と主張する。イタリアは自国の見解を支えるため、釈放に関する次の3つの連絡に言及する。

「第1に、2003年3月18日にスペインの司法当局とノースター号の管理担当者からの連絡である。第2に、2003年3月21日付のイタリア司法当局から Morch 氏宛ての書留書状である。同氏は2003年3月26日にこの連絡を受領したことを確認しており、このことはパナマもその抗弁書で認めている。第3の連絡は、2003年7月2日に Morch 氏が受け取ったもので、これはノルウェーの司法省からのものである。」

358. イタリアは、パナマの反論「船主がノースター号を入手できなかったのは、同船が必要な保守管理を受けておらず Palma de Mallorca 港から離れることができなかったからである」に対し、ノースター号の保守管理を行いあるいは同船の船級認証 (class certificate and designation) を更新するのはイタリアではない、と主張する。イタリアによると、そのために同船の管理担当者が任命されており、同船に適切な手当てがなされなかったとしても、それはイタリアが非難されることではない、という。

359. イタリアは、パナマの主張「イタリアは、「この [釈放] 命令を実施するために必要で積極的で効果的な措置をとる義務から免れることはないし、また、ノースター号をその船長の元に置いて船長が権限ある機関を通じて同船の状態を評価できるようにする義務からも免れることはない。」」を否定し、かかる義務の存在は適正手続の原則 (due process principles) に含まれる合理的な基準 (reasonable standards) を越えることになる、と主張する。

360. イタリアは、「Savona 地方裁判所がノースター号の船主への同船の返還に関する判決を与えたとき、及びその判決がスペインに通知されたときに、イタリアの司法機関はこの問題におけるすべての管轄権を行使し尽くした」と主張する。

361. 以上より、イタリアは、2003年3月14日の Savona 地方裁判所の判決以

降はノースター号を回収することができたのであり、差押え下にはなく、返還の準備がなされていて、その抑留は終了することになっていた、と結論づける。したがって、イタリアの見解では、それ以降は、パナマが被ったいかなる損害も、イタリアの行動ではなく、ノースター号の船主の行動に起因するのである、と述べた。

* * *

362. さて、当裁判所は、まず最初に、因果関係が1999年に中断したかどうかを検討する。Savona 地方裁判所は、駐オスロ・イタリア大使館に対し、ノースター号を「2億5,000万イタリアリアの保証金の支払いまたは保証人による保証の提供を条件に釈放する」ことを「海運会社である Inter Marine 社に通知する」よう、要請した。

363. 当裁判所は、保証金その他の保証の提供を条件とする船舶の釈放は、差し押さえた船舶の無条件の返還を認めるものではなく、したがって、国際違法行為の中止を構成するものではない、と考える。したがって、当裁判所は、因果関係は1999年に中断していない、と認定する。

364. 次に、因果関係が、2003年に、つまり Savona 地方裁判所が2003年3月14日の判決で「ノースター号の差押えを取り消し、同船を [INTERMARINE 社に] 返還し、保証金を返却する」ことを命じた時に、中断したかどうかを検討する。

365. 当裁判所の見るところ、ノースター号は、Savona 地方裁判所の2003年3月14日の判決によって、抑留から無条件に釈放された。したがって、国際違法行為は、この判決の日以降は中止している。

366. 2003年8月18日の Savona 地方裁判所検察官の控訴は同船に関してはなされておらず、したがってこれはノースター号の無条件釈放に影響しない。

367. 船主が2003年3月14日の判決に関する Savona 地方裁判所からの公式の連絡を2003年3月26日付の書留郵便と2003年7月2日のノルウェー当局からの書簡の両方により受領したことを、パナマは争っていない。

368. 当裁判所の見るところ、2003年3月26日時点で、ノースター号の船主は

Savona 地方裁判所判決について知っていたはずである。しかしながら、船主は、同船を回収しておらず、回収を試みたとする証拠もない。

369. 船主がノースター号を回収できなかったのは同船が抑留されていた間保守管理がなされていなかったためであるとするパナマの主張についてであるが、当裁判所は、Palma de Mallorca 港における同船の保守管理の問題は、同船釈放後の同船の入手の問題と区別すべきと考える。当裁判所の見るところ、船舶の入手 (taking possession) の意味するところは、船舶に対する現実の支配 (control) を船主が取り戻すこと (restoration) であって、船舶の状況に関わらない。したがって、当裁判所は、船主がノースター号を回収できなかったのは同船の抑留中の保守管理の欠如のためだというパナマの主張を、受け入れることができない。

370. 以上より、当裁判所は、イタリアの違法行為とパナマが被った損害の間の因果関係は、2003年3月26日に中断した、と結論づける。したがって、当裁判所は、2003年3月26日以降に被ったとされるいかなる損害も、ノースター号の差押えと抑留に直接に起因していない、と認定する。

2. 損害軽減義務

371. イタリアは次のように主張する。

「仮に海洋法裁判所が船主の行動による因果関係の中断はないと認定したとしても、船主の行動は、パナマが主張する損害額の算定に関して、寄与過失と損害軽減義務の観点から、考慮する必要がある。」

372. イタリアによると、賠償額の算定において、被害者による被害への寄与を考慮しなければならない、という。これに関して、イタリアは、ILC の国家責任条文39条に言及する。

373. そして、イタリアは、ノースター号の船主は自身の行動によって損害の発生に寄与しており、またいずれにせよ船主は、特に自身の次の行為によって生じる損害を軽減しなかった、と主張した。すなわち、(1) 1999年に、イ

タリアの検察官が要請した合理的な保証金を支払わなかったこと、(2) その保証金の条件を再検討するために国内の司法的救済を用いることを、しなかったこと、(3) 「ノースター号の迅速な釈放を試み確保するために、海洋法条約292条の早期釈放手続」を利用しなかったこと、及び、(4) 「Savona 地方裁判所による無条件釈放命令の後に」、2003年に同船を回収しなかったこと。

374. これに対し、パナマは、「イタリアは、ノースター号の船長または船主の側の不注意による作為または不作為を同定していない」、と主張する。

375. パナマはまた、「イタリアは、ITLOS 規則の定めるところに従い、上記の請求、つまり寄与過失と損害軽減義務の両方に対して防禦できるようパナマに認めるために、これらを反訴として明確に同定すべきであった」、と主張する。パナマの見解では、このような反訴は「手続的に認められず、したがって受理可能でなく、法的な根拠に欠ける」、という。

376. そして、パナマは、パナマが損害に寄与したとイタリアが主張したということは、イタリアは「損害が発生した」ことを暗黙裡に認めたことになる、「なぜなら、損害が発生していなければ寄与過失の反訴を行うことができないからである」、と主張した。

377. これに対し、イタリアは、「寄与過失と損害軽減義務を援用したのは、損害額に関するパナマの請求に反論するための防禦としてである」、という。そのため、イタリアは、この点についてのパナマの主張は反訴であるとパナマが性格づけたことに、異議を唱える。イタリアは、ICJ の先例に言及して、これはパナマに対する請求ではないし、紛争の範囲を広げるとかパナマが違反した条文規定を援用するものでもなく、「単にパナマの損害賠償請求に対して防禦しているだけである」ことを、強調する。

378. イタリアは、寄与過失を援用しているからといってイタリアがパナマに損害を発生させたことを認めたわけではない、訴訟の場における慣例として補助的に (in the alternative) 主張を述べているに過ぎない、という。イタリアは、仮に他の防禦方法がうまくいかず海洋法裁判所が損害が発生したと認定するなら、「その損害はパナマ自身の不注意な行動の結果でもある」、と主張

する。

379. イタリアは付言して、「イタリア民法2043条に基づき、故意または過失の行為により他人に対し不当な損害を引き起こした者は、その被害者に賠償しなければならない」ことを指摘しつつ、ノースター号の船主は、同船の差押えと抑留に関連して被った損害の救済を求めるため国内法に基づき利用可能な救済手段を何ら利用しなかった、という。

380. 最後に、イタリアは次のことを申し立てた。

「パナマは、本件の裁判を開始するまで18年も待ち続けた。海洋法裁判所は、パナマの請求は消滅時効により妨げられることはないと認定したけれども、本件裁判の開始の遅滞は、少なくとも、パナマが寄与過失原則と損害軽減義務原則に基づき求める損害賠償額の算定に影響すると考えるべきである。」

* * *

381. さて、イタリアは、パナマに対し反訴を行っておらず、パナマが被ったという損害を軽減するべきパナマの義務を援用している。

382. ICJ は、ガブチコポーナジュマロス計画事件判決で、次のように述べている。

「被害国は、被った損害を限定するために必要な措置をとらなかった場合には、避けることができた損害について賠償を請求することができない。この原則は、損害額の算出の基礎を提供するけれども、他方で、違法行為を正当化することはない。」

(ガブチコポーナジュマロス計画事件 (ハンガリー／スロバキア)、判決、*ICJ Reports 1997*, p. 7, at p. 55, para. 80)

383. 当裁判所の見解では、船主がイタリアの検察官が要求した保証金を提供せずまたイタリア法に基づき利用可能な救済方法を利用しなかったことは、本件事件においてパナマが被った損害額を評価する際に、適当な場合には考慮することができる。しかし、後に述べるように、このことが適用されるとしても、損害賠償請求は別の理由により否定される。

384. 因果関係は2003年3月26日に中断したと認定したので、当裁判所は、こ

れ以降の損害軽減義務に関する両当事国の主張を取り扱う必要はない、と考える。

3. 賠償金

385. 両国は、賠償金の額について及び賠償金が請求されている損害のそれぞれの分類がイタリアの違法行為により引き起こされたかどうかについて、意見が異なる。

386. 前述68項と310項で述べたように、パナマは、最終申立てで当裁判所に対し、イタリアは、パナマが被った損害とノースター号の運航に関係するすべての者の被った損害を賠償する責任を有しており、その賠償額は、2,700万9,266.22米ドル及びその利息2,487万3,091.82米ドル並びに17万368.10ユーロ及びその利息2万6,320.31ユーロであることを、「認定し、宣言し及び判示する」よう要請している。

387. パナマは、次のことを請求している。

「損害額には、当該船舶(積載物を含む。)の市場価値、逸失利益(現実かつ将来の)、船主と用船者に生じた金銭損害、違法に訴追され及び財産を奪われまたは取り上げられたすべての者の苦痛と被害、イタリア、パナマ及びハンブルグにおける弁護士による代理行為についての費用、パナマ海事庁に支払うべき登録料、及び本件請求訴状の提出までに生じたすべての裁判費用、が含まれる。」

388. パナマは、その請求を支えるため、当裁判所に書類を提出した。その書類には、それぞれの請求が、ノースター号の差押えと抑留の結果生じた様々な損失、損害及び費用ごとに、分類されている。パナマは、いくつかの報告書(2018年6月13日の経済報告書を含む。)を提出し、また、パナマ財務省の経済顧問である Horacio Estribí 氏を本件裁判の専門家として招聘している。

389. イタリアは、パナマのこれらの請求に反論して、当裁判所に対し、次のことを指摘する。すなわち、パナマによる請求額の算定は、「曖昧で包括的な一連の言説と一定の事実の主張に依拠しているだけで、これらは、国際訴訟

において必要とされる証拠の水準を明らかに下回っている」。イタリアは、また、「パナマの評価は何ら中立性の基準 (standard of neutrality) を満たしておらず」、むしろ、「イタリアがパナマに支払うよう主張するすべての費用の総額を膨張させる意図で作成されているかのようである」、と付言する。

390. イタリアの見解では、「パナマが自国の請求額を算定した方法は、必要な証拠基準を満たしておらず、……パナマは証拠法により課せられた立証責任を果たしていない」、という。この文脈において、イタリアは、ICJのニカラグア事件判決の先例に依拠する。ICJは、この判決において、最終的には「ある事実を証明する責任を負うのは、その事実を確認しようとする側である」、と判示している。

391. イタリアは、ノースター号の運航に関係する者のためにパナマが請求する損害についての分類のいくつかは、「イタリアの行動にも海洋法条約の違反にも、直接の因果関係で結びついていない」、と主張する。イタリアによると、もしこの因果関係が存在するなら、その因果関係は「遠く離れ過ぎていて、その損害は、イタリアの行動の『直接かつ自然の結果』を構成しない」、という。

392. もっとも、イタリアは、次のことを受け入れた。

「パナマが請求する損害のうちイタリアの行動と直接の関係を有する損害は、ノースター号の船主が被った同船の損失に関する直接損害と、用船者が被った積載物の損失から生じる損害だけである。」

* * *

393. さて、検討すべき問題は、イタリアの違法行為の結果パナマが被った損害は何か、である。この問題を検討するに当たり、当裁判所は、証拠法に関して当裁判所が前述94項～99項で示した見解を考慮して、パナマが請求する損害のそれぞれの分類について両国が提出した証拠を評価することとする。

(1) ノースター号の損失

394. まず当該船舶の損失に係る損害額についてであるが、パナマは、差押え時点でノースター号は、良好な状態にあり航行可能であって適法に乗員が配

備された DNV 船級協会²⁸⁾ に認証された石油タンカーであり、62万5,000米ドルの価値があった、と主張する。パナマによると、同船が差し押さえられ保守管理がなされず競売にかけられたため、船主の全損となり、したがって、損害額は62万5,000米ドル全額（及び差押え日以降の利息）と評価される。2018年6月13日の経済報告書によると、利息の金額は、101万6,670米ドルであり、この分類での損害額の合計は164万1,670米ドルとなる。

395. パナマは、ノースター号の価値についての自国の請求を支えるため、2003年4月1日に送信されたファックスの写し（C.M. Olsen 社による2001年4月4日付の『船舶価値評価報告書』を含む。）を提出した。パナマは、C.M. Olsen 社が「[ノースター号を] 検査したのは、2003年の船舶価値評価報告書を作成する直前でない可能性がある」ことを認めている。ただ、パナマによると、C.M. Olsen 社は同船をよく知っていた、なぜなら、この船舶仲買人は抑留前の同船の写真を見たことがあり、1998年5月に用船契約を締結する前に同船を検査していたからである、という。パナマの見解では、「これらの証拠を提出しているの、この評価が間違っていることを証明する立証責任は原告に転換される」、という。

396. パナマは、1998年の差押え時点ですでにノースター号の物理的状態は悪かったとするイタリアの主張に反論して、証人である Morch 氏、Husefest 船長及び Rossi 氏の陳述に依拠して、ノースター号は完全に航行可能で十分に機能していた船舶であり、「船舶価値評価報告書」は「同船が航行可能な状態であったことの一応の証拠である」、と述べる。

397. パナマは、ノースター号が差押え時点で廃棄されていたことを否定して、1998年9月25日にスペイン当局が発行した、『ノースター号差押え調書』²⁹⁾（第2640/1998号）を引用する。この報告書は、船長が同船内で生活していること

28) 訳者注：本部はノルウェーのオスロにある。ノースター号の船主である Inter Marine 社は、ノルウェー法人である。

29) 訳者注：本判決75項で言及のある報告書とは英語・仏語ともに表記が異なっているが、同一の報告書であろう。ここでは75項の表記を変更しまた意識して、『ノースター号差押え調書』と表記した。

を記している。パナマはまた、この『ノースター号差押え調書』は、差押え時点でノースター号の物理的状態が悪かったとは記録していない。という。

398. パナマは、船舶の状態に関する報告書－錨鎖の状態が悪いこと、右舷の錨が壊れていること、主要な発電機の1つが故障していること、及び船内の燃料がなくなっていること－について、反論する。パナマは、差押えの前年に新しい錨鎖を購入し Husefest 船長の立ち合いの下で新しい錨鎖に交換したとする Morch 氏の証言に、言及する。同船長はまた、ノースター号は、抑留されている間、「港湾当局から、船内の積載物（つまり船内の軽油）が危険であるとして入港が拒否された」、と述べている。

399. パナマは、ノースター号は差押え時以降イタリアの管轄権及び管理の権限の下にある、と主張する。すなわち、

「旗国に対し、船舶の状態についての証拠を提出するよう求めるのは、不合理である。というのは、その証拠を示す物（航海日誌、機関日誌、乗組員名簿及び船内の物品の一覧など）の一切が、差押えが取り消された後ですら、パナマにも船主にも入手が許されていないからである。」

400. 最後に、パナマは、「差押え国」であるイタリアは、「ノースター号を強制措置に服せしめた時以降は、同船の状態を細心の注意を払って評価すべきであった」として、かかる評価を怠った以上は、「同船あるいは同船に関係のある者からの請求は妨げられない」、と主張した。

401. これに対し、イタリアは、差押え時に、ノースター号は良好な状態ではなく「廃棄され破壊された状態に」あるため、航行に適してなかった、という。イタリアは、この見方を支えるため、2015年8月8日の「ノースター号の差押えに関するニュース」と題する記事（パナマ申述書に記載）と、*Transcoma Baleares* 社（港湾業務提供者）から Palma de Mallorca のスペイン港湾局に送信された1998年9月7日付のファックスの「錨鎖の状態が悪いこと、右舷の錨が壊れていること、主要な発電機の1つが故障していること、及び船内の燃料がなくなっていること」を記した記録に、依拠する。

402. イタリアは、パナマが主張する差押え時のノースター号の価値について、

争う。イタリアの主張によると、C.M. Olsen 社の書類に記された評価は不正確かつ不均衡でありパナマの立証責任を満たしていない、なぜなら、この評価額は、ノースター号の差押えからほぼ3年後の2001年4月になされた評価に全面的に依拠しており、同船を物理的に検査せずまた船級記録を調査することなく、定められたものであるからである、という。

403. イタリアはまた、パナマが作成したノースター号の写真の証拠力について争う。なぜなら、これらの写真は最新のものでなく、「ノースター号のいつの時点のどの文脈で撮影されたものか、確認できない」からである、という。

404. イタリアは、イタリアは差押え時にノースター号を適切に検査し適当な書類を作成すべきであったというパナマの主張に反論して、ノースター号内の積載物の目録を作成するのはイタリアの任務ではなく、「差押命令を実施したのはスペインであるから、その目録を作成する義務はスペインにある」、と主張する。

405. 前述56項で述べたように、イタリアは、Matteini 氏（船長であり、また船舶評価鑑定人としてイタリアで登録されている）を、本件裁判での専門家として招聘した。同氏は、差押え時のノースター号の価値を約25万ユーロと評価した。Matteini 氏は、ノースター号を検査することができなかったため、この状況で通常用いられる一般的な評価方法を用いたことを、認める。同氏は、「私は、入手できたデータから、同船の乾燥重量（dry weight）を決定した。この決定に当たり、様々な物質（鉄、非鉄金属、プラスチックなど）を考慮し、また平均価格を算出し（これが市場価格である）、これに必要な労働力を考慮した」、と述べる。イタリアは、この専門家が行った評価はまた、関連のある国際条約に従いノースター号に必要とされるすべての最新の技術と設備の更新を考慮して行った、と主張した。

* * *

406. さて、当裁判所の見解では、ノースター号の損失は、イタリアの違法行為に直接に起因するものでなくてはならない。両当事国は、差押え時のノースター号の状態と価値について、意見が異なる。

407. 当裁判所は、まず、ノースター号の状態についての問題について検討する。両国の主張は、差押え時のノースター号の航行能力について異なっており、両国が依拠する書面での証拠と証言での証拠は、いずれも証拠力がはっきりとしない。

408. ただ、1998年9月25日にスペイン当局が作成した『ノースター号差押え調書』には、差押え時にノースター号の物理的状态が悪かったとする記録がない。この報告書は、船長が「ノースター号に居住している」こと及び「船長が生活している船舶に同氏を留め置くことは可能である」ことを、記している。当裁判所の見解では、このことから、ノースター号が差押え時に廃棄された状態にあったと考えることはできない。

409. また、2015年8月8日の「ノースター号の差押えに関するニュース」と題する記事と *Transcoma Baleares* 社からのファックスでの情報は、他の証拠で確認できておらず、『ノースター号差押え調書』の内容に基づく限り、争う余地がある。

410. したがって、当裁判所は、ノースター号が差押え時に航行可能でなかったと結論づけるような十分な証拠はない、と認定する。ただし、両国は、2003年にノースター号が釈放された時には劣悪な状態であり航行可能でなかったことについては、争っていない。

411. 次に、差押え時におけるノースター号の価値の問題である。本件事件の状況において、当裁判所は、書面での証拠と証言での証拠、特に両国が裁判所に提出した2つの価値評価書に基づいて、この問題を検討しなければならない。

412. まず、2003年4月1日に C.M. Olsen 社がファックスで送信した『船舶価値評価報告書』であるが、これは2001年4月4日付である。つまり、ノースター号の差押えからおよそ2年半後に作成されたことになる。また、パナマが認めるように、この評価それ自体は同船を物理的に検査せずまた同船の船級記録を調査することなく行われており、C.M. Olsen 社が同船を最後に検査したのは1998年5月10日以前のことであって、Palma de Mallorca 港での差押えの4カ月以上前のことである。C.M. Olsen 社が認めるように、この評価が前提としたの

は、(1)「同船が、最低4年間の定期用船契約で、1年目については1日当たり2,850米ドルで、2年目以降は自然の／通常の上昇価格で用船されており、用船者が合理的な信用性を示すことができること」、(2) ノースター号の設備が、正常な作動状態にあると記されていたこと、(3) ノースター号が、その船齢と型で標準的な状態で保守管理されていること、(4) 船級が勧告 (recommendation) なく維持されていたこと、及び、(5) 同船が有効な国内貿易証書と国際貿易証書を有していたこと、であった。

413. 当裁判所の見るところ、これらの前提は、本件裁判において十分な証拠により支持されてはいない。また、C.M. Olsen 社は、「この船舶価値評価は合理的に正確であるけれども、これは評価であって、事実の表明ではない」、と述べている。C.M. Olsen 社は、次のように付言している。

「より正確な評価を入手したいなら、提供された関連情報の正しさを確認するため、当該船舶を検査し及び船級記録を調査する必要がある。C.M. Olsen 社は、この価値評価を提出したことについての一切の責任を、否認する。」

414. イタリアが招聘した専門家である Matteini 氏が提出したノースター号の価値評価は、C.M. Olsen 社の価値評価と同様、ノースター号を物理的に検査することなく作成されたものである。もっとも、Matteini 氏による評価は、C.M. Olsen 社の評価と異なり、ノースター号の価値を評価するに当たり同船の運航の収益性についての前提を置いていない。また、Matteini 氏の証言は、反対尋問により適切に審理されている。更に、同氏が本件裁判の結果に利害関係を有すると考えるべき理由がない。

415. ノースター号の価値に関する2つの評価の違いについていうと、C.M. Olsen 社の評価はノースター号の運航の収益性に基づいている。しかし、後述431項～433項で見ると、パナマは、ノースター号の運航により得られたはずの逸失利益を、確証していない。

416. 以上より、当裁判所は、差押え時のノースター号の価値については、Matteini 氏の評価に依拠することとする。

417. 当裁判所は、本件事件の状況において、28万5,000米ドル—前述405項で触れた Matteini 氏の評価額と同じ—を、ノースター号の損失についてパナマに賠償しなければならない、と結論づける。その利息の問題については、他の分類の損害についてのパナマの賠償請求を評価した後に、検討する。

(2) 船主の逸失利益

418. パナマはまた、逸失利益 (lost profits) についての金銭賠償を請求し、次のように述べる。

「ノースター号の差押えの結果、同船の船主は、用船による収益を得ることができなくなった。関係者が締結した用船契約の21項 (a)(v) の定めるところに従い、同船は、差押え時以降、『オフ・ハイヤー (off-hire)』となっている。したがって、ノースター号の差押えにより、船主は逸失利益の金額で損害を被っている。」

419. パナマは、違法行為が行われなかったなら得られたはずの利益について原告は賠償を求める権利を有するという原則は十分に認められており、逸失利益 (*lucrum cessans*) は損害として認められうる、と主張する。

420. パナマは、「この逸失利益を算出するに当たり、用船契約で合意された用船料を基礎として考慮しなくてはなら」ず、「1999年6月までの用船料は1日当たり2,850米ドル、これ以降は毎年5%の価格上昇となる」、と主張する。

421. パナマの主張によると、用船契約 (charter party) は、契約期間満了日 (2003年6月26日) まで履行されることになっており、用船者は、この契約を1年ごとに計2度は更新したはずである (2005年6月26日まで)。また、「2005年にこの用船契約が終了した後も、ノースター号は引き続き用船され、利益が得られたことは、十分にありうることである」。これに関して、パナマは、1年ごとに計2度の契約更新を関係者が口頭で合意していた、という。

422. パナマが船主の逸失利益として請求する総額は、2018年6月13日の経済報告書によると、4,285万6,882米ドルである。その内訳は、元本が2,285万1,900米ドルと利息2,000万4,981米ドルである。

423. パナマは、イタリアが「パナマは、ノースター号の運航から直接にまたは間接に生じるすべての費用を、船主が得られる収益から差し引いていない」と主張したことに反論して、船主が負担したであろう費用、乗組員の賃金その他乗組員関連の費用、潤滑油、飲料水、食料、必需品、通信費、保険、管理費、修理・保守管理・入渠のためのオフ・ハイヤー期間の費用は、収益から差し引かれている、と述べた。

424. これに対し、イタリアは、賠償金の根拠とイタリアの違法行為により生じるという船主の逸失利益の金額の両方について、異議を唱える。

425. イタリアの主張によると、パナマは、イタリアの行動と逸失利益との間の因果関係の存在を証明していないだけでなく、逸失利益の客観的な算定額を示してもいない、という。イタリアの見解では、パナマが想定した利益は「全く思弁的なもの」であって、その根拠は不確実なものであり、ノースター号が生み出す推定利益を相当に誇張したものである、という。

426. イタリアは、パナマは、この分類の損害を支持するための請求書、書類その他の証拠を何1つ提出しておらず、「逸失利益に係る自国の請求を示そうとして、書面の証拠は誤っているからと、時折主張せざるを得なかったのである」、と主張する。

427. イタリアは、逸失利益についてのパナマの請求が根拠としたのは用船契約だけであるが、「パナマは自国の主張を支えるような証拠を何ら提出しておらず、イタリアは1998年5月10日の用船契約の証拠も同年5月20日の同船の現実の引渡しの証拠も、手に入れていない」、という。

428. イタリアはまた、用船契約が2010年まで延長されるとするパナマの憶測は、「この契約が明記しているのは5年間の期間についてであって1年間更新可能(つまり2004年6月まで)としている」ことから、受け入れられない、という。

429. イタリアは、ノースター号の潜在的利用を過大評価している、同船は、「差押え時で船齢32年であり、したがって頻繁に保守管理を行い」定期的に乾ドックに入れる必要があるが、いずれも船主の義務である、と主張する。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（3・完）

430. イタリアはまた、「パナマは、逸失利益にまで利息を不当に適用しており、二重の賠償請求（double recovery; double indemnisation）となっている」と主張した。

* * *

431. さて、ILC 国家責任条文の36条2項は、次のように定める。「金銭賠償は、金銭的に評価可能なすべての損害（確認される限り逸失利益を含む。）を対象とする」。

432. 本件裁判において、パナマは、ノースター号の運航に関連して生じうる船主の収益と費用について、逸失利益の請求を証明するための情報、書類あるいは追加の請求書を提出していない。

433. 当裁判所は、パナマは船主の逸失利益を確認していないので、この分類での賠償請求は支持し得ない、と結論づける。

(3) 賃金の継続的支払い

434. パナマの主張によると、ノースター号の差押えから1998年12月末までの間、船主は乗組員の賃金を支払わなければならなかったが、用船による収益からその費用を賄うことができなかった、という。そのため、パナマは、1999年1月1日以降支払うべき1万9,100米ドルと年利8%の利息の金額を、請求した。

435. パナマは、パナマが主張する損失とイタリアの行動の間には直接の因果関係がないとするイタリアの主張に反論して、乗組員の労働契約はノースター号の差押え以後であっても効力を有していたから、船主は引き続き乗組員の給料を支払う義務を負っており、したがってイタリアは賠償についての責任を有する、と主張した。

436. これに対し、イタリアは、「従業員の賃金を支払えないことは船舶の差押えからの当然の結果ではな」く、労働契約の独立性性に照らすと「差押命令とその『損害』との間には因果関係が在しない」、と主張する。

437. イタリアは、労働契約の存在、賃金の額及び実際の支払いについて何

ら証拠が提出されていない、と付言した。

* * *

438. 乗組員の賃金の支払いについてであるが、この支払いに係るノースター号船主の義務は、労働契約の主題であって、船舶が差し押さえられたかどうかには依存しない。つまり、これはノースター号の差押えに起因する損害ではない。したがって、当裁判所は、この分類でのパナマの賠償請求は根拠がない、と認定する。

(4) 登録料と税金の支払い

439. パナマは、船主がパナマ海事庁に対し支払うべきノースター号の登録料と税金について、賠償請求を行っている。その金額は、「2017年3月30日付のパナマ海事庁からの証明書に明細が記されているように」、12万2,315.20米ドルとその利息17万1,546米ドル(2018年6月13日の経済報告書に示されている)である。この金額はその後増えて、パナマ海事庁による2018年8月29日の証明書によると、2018年9月までで13万5,111米ドル、2018年12月時点で13万6,899米ドル、となっている。

440. パナマの主張によると、この金額は「イタリアが償還しなければならない」船主の追加損失を示すものであり、因果関係についていうと、ノースター号の差押えがなかったならば船主は1998年以前と同様に用船収益から適時にパナマ海事庁に登録料と税金を支払うことができた、ということである。

441. パナマの見解では、Palma 港湾局は1998年8月から「ノースター号が Majorca 島の Palma 港に所在していた2015年の公売の時まで」の期間について登録料を課すことができたのであり、したがって、イタリアはノースター号の不法な差押えによりこれらの費用を発生させたのであるから損害賠償金の一部としてこれらの費用を支払わなくてはならない、という。パナマは、船主は Palma 港湾局が船主に対しこれらの金銭を評価するのかどうかまたその金額がいくらなのかについて通知されていないため、損害額をこの時点で正確に算定できないことを認めつつ、「船主は衡平な金銭賠償を請求することができる」

のであって、イタリアに対し、ノースター号に関して Palma 港湾局が課す可能性のあるすべての金銭を支払うよう要求することができる、と主張する。以上より、パナマは、海洋法裁判所に対し、「イタリアが船主に対し金銭賠償を支払う義務があることを判決に含めるよう」要請した。

442. これに対し、イタリアは、イタリアの行動とパナマがこの点について請求する損害との間に因果関係がないことは明らかである、と主張する。イタリアは、「ノースター号が差し押さえられていなかったとしても、船主はこれらの登録料を支払わなくてはならなかった」、なぜなら、パナマ海事庁に支払うべき登録料は、船舶の経済活動に関係づけられているのではなく、「船舶がパナマの船舶登録簿 (Panamanian ship registry) に登録されている」ことに関係づけられているからである、と指摘した。

* * *

443. ノースター号の船主がパナマ海事庁に支払うべき登録料と税金についてのパナマの賠償請求についてであるが、これら登録料と税金の支払いは船主が余分に負担する費用ではない、なぜなら、これらはパナマにおける船舶登録の標準的な手続きの結果負担するものであり、したがってノースター号の差押えに起因するものではないからである。また、パナマは、ノースター号の船主に対し Palma 港湾局が課す登録料について、その請求を証明していない。以上より、当裁判所は、パナマの請求を棄却する。

(5) ノースター号の用船者への損失と損害

444. パナマは、差押え時にノースター号は17万7,566トンの軽油 (1トン当たり612米ドル、総額で10万8,670.39米ドル) を積載しており、イタリアは「差押え日の軽油の価格にこの日以降の年利8%の利息を加えた金額を、償還しなければならない」、と主張する。2018年6月13日の経済報告書によると、その利息の金額は、17万6,771米ドルであり、この分類での請求総額は、28万5,441米ドルとなる。パナマは、船内の燃料の量の証拠として、当時の Intermarine 社専務取締役であった Emil Petter Vadis 氏が2001年5月27日に送信した電子

メール報告を、提出している。

445. パナマはまた、「1998年9月24日の差押え時から7年期の末日(2005年6月25日)まで」の期間の用船者の逸失利益について、賠償請求を行っている。その金額は、2018年6月13日の経済報告書によると、643万8,646米ドル(内訳は、元本が308万547米ドル、利息が335万8,098米ドル)である、と述べた。

446. これに対し、イタリアは、「用船者が被ったという損害は、イタリアの行動によりパナマが被害を受けたという侵害行為からは遠く離れ過ぎていて、そのイタリアの行動と損失の間の因果関係は確証できていない」、と主張する。

447. イタリアは、差押え時にノースター号内に燃料が積み込まれていたとするパナマの主張に反論して、1998年9月25日にスペイン当局が作成した『ノースター号差押え調書』は同船が差し押さえられた時に船内に燃料を積み込んでいたことを記していない、と指摘する。イタリアはまた、Vadis氏が送信した電子メールの客観性と信用性に、疑義を示している。というのは、パナマは同氏に対しても本件事件において物的被害と非物的被害について賠償を求めているためである。イタリアによると、同氏の電子メールに記されていたのは、購入者候補の一覧と、ある時(いつかは不明)にアルジェリアで積み込んだと思われる軽油/燃料の全量を示しているだけであり、その軽油がノースター号が抑留された時に同船内にあったとされるものである。ただ、これに記されている顧客が1998年の夏に軽油/燃料の供給を受けたとする領収書ないし請求書、書面による証拠はない。イタリアは、その電子メールの日付はノースター号の差押えのほぼ3年後の2001年5月27日であり、この電子メールは差押え当時に作成されたものではなく、損害賠償請求の文脈でノースター号の差押えの後に作られたものであることから、「この電子メールについて一層疑義が生じる」、と付言した。

* * *

448. 当裁判所は、本件事件における証拠を検討した結果、パナマは差押え時にノースター号の船内の軽油の存在を証明していない、と認定する。したがって、当裁判所は、船内の積載物に関するパナマの賠償請求を棄却する。

449. パナマは、用船者が被った特定の損失を示すような証拠を何ら提出していない。当裁判所は、この状況において、イタリアの違法行為との因果関係を認めることはできない、と認定する。したがって、当裁判所は、用船者の逸失利益についてのパナマの賠償請求を、棄却する。

(6) 自然人への物的損害と非物的損害

450. パナマは、ノースター号の運航の利害関係者たちが受けた苦痛と災難、特に「甚大な心理的ストレスと、刑事裁判における防禦のため弁護士費用」についての賠償を、2018年6月13日の経済報告書で示された金額で、請求した。

451. これに対し、イタリアは次のように主張した。

「パナマの申述書で記された人々に対する刑事裁判と、イタリアによる海洋法条約87条違反との間には、因果関係がない。これらの人々に対する刑事裁判は、ノースター号の差押えの問題と全く無関係に、行われた。」

* * *

452. イタリア裁判所での刑事裁判は、たとえノースター号が差し押さえられず当裁判所での裁判事件でなかったとしても、行われていたであろう。当裁判所は、この分類でのパナマの賠償請求は、イタリアの違法行為とパナマが被ったという損害との間の因果関係の要件を満たしていない、と考える。したがって、当裁判所は、パナマのこの請求を棄却する。

(7) 利息

453. パナマは、次の内容の利息を請求した。

「軽油の価格には年利8%を適用し、船舶の価格には少し低い6%を、ノースター号の運航の利害関係者に対する不法な訴追による苦痛と災難及び心理的損害については3%を、適用する。」

454. これに対し、イタリアは、「パナマが定める利率は、不合理で均衡を失っている」、と主張した。

* * *

455. 損害に対する利息については、サイガ号事件(第2)判決での次の一節が想起される。「当裁判所が一般的に公正でありかつ合理的と考えることは、利息が支払われるのは金銭的損失、財産への損害その他の経済的損失についてである、ということである。しかし、すべての事案において、一律の利率を適用する必要はない。」(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 66, para. 173)。

456. また、バージニア G 号事件判決の次の一節も、想起される。

「……利率は、……米ドル LIBOR (ロンドン銀行間取引金利) の2010年から2013年の期間の平均の金利である0.862%に2%を上乗せしたものに基づくべきであり、……利率は、年利2.862%の複利とする。その期間は、軽油の没収が行われた日である2009年11月20日から本判決日まで、である。」

(バージニア G 号事件(パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 120, para. 444)

457. ILC 国家責任条文の38条は、次のように定める。

「第38条 利息

1 この章に基づき支払われる賠償金の元本に対する利息は、完全な賠償を確保するために必要であるときは、支払われなければならない。その利率及び算出方法は、そのような結果を達成するように定められるものとする。

2 利息は、賠償金の元本が支払われるべきであった日から支払義務が履行される日までの期間に適用される。」

458. ILC は、この規定の注釈で、次のように述べている。「支払われるべき利息の算定と評価の問題について、国際的に統一された方法はない。実行では、個々の事案の事情と当事国の行動が、結果に強く影響を及ぼしている」(国際違法行為についての国家の責任に関する条文案と注釈、*Yearbook of the International Law Commission*, 2001, Vol. II, Part Two, p. 109, para. 10)。

459. 当裁判所は、すでに、本件事件において賠償されなくてはならないの

はノースター号の損失のみである、と認定している。当裁判所は、この分類の損害についての利息の付与は本件事件の状況から認められる、と考える。

460. 当裁判所の見解では、ノースター号の損失についての賠償額に係る利息は、米ドル LIBOR (ロンドン銀行間取引金利) の1998年9月25日から本判決日までの平均の金利である2.7182%の複利に基づくべきである。

461. 前述417項で、当裁判所は、ノースター号の損失についてパナマに支払われる賠償額は28万5,000米ドルである、と結論づけた。

462. 以上より、当裁判所は、パナマに、賠償金として28万5,000米ドルとその利息 (1998年9月25日から本判決日までの期間について年利2.7182%の複利とする。) を与えることを、決定する。

Ⅹ. 裁判費用

463. パナマは、当裁判所に対し、イタリアにノースター号の差押えと抑留に関する裁判に関連するすべての裁判費用を支払うよう命じることを、要請している。その裁判費用は、特に、「差押えから国際海洋法裁判所への提訴までの期間について」及び「海洋法裁判所での裁判に関連して」「Palma de Majorca の Bufete Feliu 弁護士に対して」支払った弁護士報酬が含まれる。その金額は、2018年6月13日の経済報告書に基づき、10万2,401米ドル及び14万571ユーロ、である。

464. パナマは、本件裁判において、海洋法裁判所が ITLOS 規程34条の一般規則と異なる判断を示し「パナマとノースター号の運航に係るすべての者の権利を防禦するための裁判費用はイタリアがすべて負担すべきである」と決定すべき十分な理由がある、と主張した。

465. これに対し、イタリアはパナマの要請に異議を唱える。イタリアは、「ノースター号事件におけるイタリアの行動が、海洋法裁判所の確立した判例法と異なる判断を必要とするほどに異常な行動であるかどうかの決定を、海洋法裁判所の賢明さに委ねる」、と述べる。

466. イタリアはまた、海洋法裁判所での裁判に係る費用だけでなくパナマが援用する他の裁判費用も、明らかに「ITLOSでの本件裁判と関係しており」、「そうである限りでこれらの費用はITLOS規則34条が定める種類と同じ費用に該当する」、と主張する。そして、イタリアは、海洋法裁判所はこれまでこの規定の定める一般規則と異なる判断をしたことがない、と指摘した。

* * *

467. 当裁判所の裁判手続における裁判費用に関する規則は、ITLOS規程34条が定めるように、当裁判所が別段の決定をしない限り当事国は各自の裁判費用を負担する、というものである。

468. 本件裁判において、当裁判所は、各当事国が各自の裁判費用を負担するとする一般規則と異なる判断を示す理由がない、と考える。

X. 主文

469. 以上の理由で、当裁判所は、

(1) 賛成15、反対7で、

イタリアは海洋法条約87条1項に違反した、と認定する。

賛成：PAIK 所長；NDIAYE、JESUS、LUCKY、KATEKA、GAO、
BOUGUETAIA、KELLY、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、
HEIDAR、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE 各裁判官；
EIRIKSSON 特任裁判官

反対：COT、PAWLAK、YANAI、HOFFMANN、KOLODKIN、
LIJNZAAD 各裁判官；TREVES 特任裁判官

(2) 全員一致で

海洋法条約87条2項は本件事件において適用されない、と認定する。

(3) 賛成20、反対2で、

イタリアは海洋法条約300条に違反していない、と認定する。

賛成：PAIK 所長；JESUS、COT、PAWLAK、YANAI、KATEKA、
HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、KELLY、KULYK、
GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR、CABELLO、CHADHA、
KITTICHAISAREE、KOLODKIN、LIJNZAAD 各裁判官；
TREVES、EIRIKSSON 各特任裁判官

反対：NDIAYE、LUCKY 各裁判官

(4) 賛成15、反対7で、

パナマに、ノースター号の損失についての賠償金として28万5,000米ドルとその利息（1998年9月25日から本判決日までの期間について年利2.7182%の複利とする。）を与えることを、決定する。

賛成：PAIK 所長；NDIAYE、JESUS、LUCKY、KATEKA、GAO、
BOUGUETAIA、KELLY、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、
HEIDAR、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE 各裁判官；
EIRIKSSON、PAIK 各特任裁判官

反対：COT、PAWLAK、YANAI、HOFFMANN、KOLODKIN、
LIJNZAAD 各裁判官；TREVES 特任裁判官

(5) 賛成19、反対3で、

判決433項、438項、443項、448項、449項及び452項で示したように、他の請求について賠償金をパナマに支払う必要はない、と決定する。

賛成：PAIK 所長；JESUS、COT、PAWLAK、YANAI、KATEKA、
HOFFMANN、GAO、KELLY、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、
HEIDAR、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE、
KOLODKIN、LIJNZAAD 各裁判官；TREVES、EIRIKSSON 各特
任裁判官

反対：NDIAYE、LUCKY、BOUGUETAIA 各裁判官

(6) 全員一致で、

両当事国はそれぞれの裁判費用を負担する、と決定する。

この判決は、2019年4月10日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれパナマ共和国政府とイタリア共和国政府に送付する。

(Jin-Hyun Paik 国際海洋法裁判所長の署名)

(Philippe Gautier 国際海洋法裁判所書記の署名)

(Jesus、Kelly、Gómez-Robledo 及び Kittichaisaree 各裁判官並びに Treves 特任裁判官が、ITLOS 規則125条2項により与えられた権利を行使して、この判決にそれぞれ宣言を付した。)

(Ndiaye 及び Lucky 各裁判官が、ITLOS 規程30条3項により与えられた権利を行使して、この判決にそれぞれ個別意見を付した。)

(Cot、Pawlak、Yanai、Hoffmann、Kolodkin 及び Lijnzaad 各裁判官並びに Treves 特任裁判官が、ITLOS 規程30条3項により与えられた権利を行使して、この判決に共同反対意見を付した。)

Treves 特任裁判官の宣言

1. 私は、Cot、Pawlak、Yanai、Hoffmann、Kolodkin 及び Lijnzaad 各裁判官と共に、本判決への共同反対意見に署名した。私は、判決主文の主要な項への反対票について説明するこの共同反対意見での主張を、完全に共有する。私は、特にこのノースター号事件は海洋法裁判所が先決的抗弁について裁判を行うよう求められた初めての事件だったこともあり、この宣言で、将来のためのいくつかの教訓を本件裁判から引き出したいと思う。
2. 本判決は、2016年11月4日の先決的抗弁判決³⁰⁾と合わせて、理解しなくてはならない。この先決的抗弁判決は、Savona 地方裁判所検察官が発した差押命令とその実施の請求は「87条に基づくパナマの権利の侵害と考える余地がある (may be viewed)」、「87条は本件事件と関連性を有する (is relevant)」と認定した(122項、下線部の強調は私による)。この「余地がある」「関連性」の語は、裁判所内の躊躇を示している。特に、「関連性」は曖昧な語であり、曖昧過ぎて管轄権を肯定する判決の根拠にはならない。慎重に検討したなら、また87条への言及の意味合いを正しく評価したなら、イタリアの抗弁が専ら先決的性格のものともみなすことはできなかつたはずである。
3. 管轄権に関する判決で受け入れられた曖昧で疑義ある考えが、本案段階に反映されてしまった。両当事国が、この122項の解釈に関して意見が分かれ、裁判所に管轄権問題を再考するよう試みたため、先決的抗弁判決の意味について議論された。特に、87条との「関連性」があるとされたため、裁判所は実際にこの規定を適用しこの規定の違反があったと判断することとなったが、そのように判断したため、裁判所は、自国の領域で行われた犯罪行為を訴追し及び公海から遠く離れた内水における罪体 (*instrumentum criminis*) に対する支配 (control) を確保するという国家主権行使の国際的正統性に疑義を与えたことを、看過してしまった。また、裁判所は、イタリア法で利用可能な可能な仕

30) Treves 特任裁判官宣言脚注1：ノースター号事件 (パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44.

組みがあったにも関わらず、同船の修理についての損害賠償請求を検討することになった。

4. 将来のための教訓は、先決的抗弁は粗雑な道具 (blunt instrument) であるから、裁判当事国と裁判所はこれを慎重に用いるべきだ、ということである。抗弁を提起する側の当事国には、事件のすべての事項が審理されないまま管轄権または受理可能性を肯定する拘束力ある決定がなされる、というリスクがある。その抗弁を却下して管轄権を肯定する裁判官には、すべての主張と資料が提出され審議されたら、その事件について(本案)裁判を行うに当たり自身が束縛されてしまう、というリスクがある。

5. もちろん、このような見方は、十分に根拠のある先決的抗弁が有用な機能一特に司法活動の経済化のために一を持たないことを、意味するわけではない。このような見方は単に、先決的抗弁について判断するに当たり管轄権の評価基準は十分に高くあるべきという考えを、支持するものである。このことは、拘束力ある判決で先決的抗弁を支持するよう決定したがって管轄権の存在あるいは請求の受理可能性を否認するための基準に対してだけでなく、先決的抗弁を却下したがって管轄権の存在あるいは請求の受理可能性を肯定する決定に対しても、適用される。

6. 裁判官は、先決的抗弁の判断を行うに当たっては、暫定措置要請の判断を行う場合の一応の管轄権の緩やかな評価基準に、依拠することはできない。もし厳格な基準が採用されたら、裁判官が、管轄権を認めた判断の故に本案での紛争の解決においてその裁判官の評価が制約されることになると考えるのなら、裁判官は、ITLOS 規則97条6項³¹⁾(国際司法裁判所(ICJ)規則79条9項³²⁾に対応)の定める他の方法を慎重に検討して、「その事件の状況に鑑み、その抗弁が専ら先決的な性質を有するものでないこと」を宣言するべきである。この

31) 訳者注：英語の表記では97条66項であるが、フランス語の表記の97条6項が正しい。

32) 訳者注：ここで言及されているICJ規則79条9項は、2019年に改訂されたICJ規則では79条の3の4項・5項である。本文で引用されている一節は、その4項の規定に相応する。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決 (3・完)

ことは特に、海洋法裁判所の裁判について適切と思われる。というのは、ICJ 規則の規定と異なり、ITLOS 規則は、先決的抗弁はすべての事件について裁判の開始から90日以内に一つまり、申述書に記述されている証拠及び主張が入手可能となる前に一提出するよう定めているからである³³⁾。

(Tullio Treves 特任裁判官の署名)

**Cot、Pawlak、Yanai、Hoffmann、Kolodkin 及び Lijnzaad 各裁判官
並びに Treves 特任裁判官の共同反対意見**

1. 以下で説明する理由で、我々は、残念ながら、判決469項の2つの主要な主文である(1)と(4)に賛成票を投じることができなかった。これらつまり、イタリアは国連海洋法条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。)の87条1項に違反したという認定と、その結果としての、ノースター号の損失についてパナマに賠償金を支払うとした決定、である。
2. 核心的な争点は、本件事件において海洋法条約87条「公海」の自由が適用されその違反があったのかどうか、である。

* * *

3. 判決の多数意見が認めているように、イタリアの Savona 地方裁判所の検察官が発したノースター号差押命令は、イタリア領域で行われた本件対象犯罪に関係している³⁴⁾。と同時に、多数意見は、この差押命令は、特にスペイン当局に対する Savona 地方裁判所検察官の実施請求に照らすと、公海上での当該船舶の燃料供給活動に「関係があり (concerns)」及びこれを「対象としてい

33) 訳者注：2019年に改訂された ICJ 規則79条の2の1項(旧規則79条1項に相応)は、先決的抗弁は申述書の提出後3カ月以内の提出となっていて、ITLOS 規則とほぼ同じ内容となった。

34) 共同反対意見脚注1：判決169項。

35) 同上脚注2：判決172～177項、186項

る (targets)」と、認識している³⁵⁾。また、多数意見は、「証拠が示すように、公海でノースター号が行った燃料供給活動は、事実上、差押命令とその実施が対象とする活動の不可分の要素を構成するだけでなく活動の中心的な要素をも構成する」、と認定している³⁶⁾。そして、「海洋法条約87条は本件事件に適用可能である」、と結論づけたのである³⁷⁾。

4. 多数意見は、「イタリアが、自国領域内で行われた本件対象犯罪に関係する者を捜査し訴追する権利を、問題としない」と述べつつも、「当裁判所が関心を持つのは、公海におけるノースター号の活動に関するイタリアの行動である」、と指摘する³⁸⁾。

5. 多数意見は、「公海は開放され自由であるという公海の地位からもたらされる別の帰結は、例外的な場合を除き、いかなる国も公海において外国船舶に対し管轄権を行使することができない、というものであり、「この原則は、海洋法条約92条に明確に反映されている」、という³⁹⁾。

6. 多数意見の見解では、「公海における燃料供給は公海自由の一部であり、海洋法条約及び他の国際法規則が定める条件に基づいて行使されるものであり、「したがって、当裁判所は、公海においてノースター号が行ったレジャー用船舶への燃料供給は、条約87条における航行の自由の自由の違反に該当する、と認定する」、という⁴⁰⁾。

7. 多数意見の見解では、「いかなる国も公海において外国船舶に対し管轄権を行使することができないから、当裁判所の見解では、公海における外国船舶の航行への干渉行為つまり公海における外国船舶に対する管轄権のいかなる行使も、条約または他の国際条約により正当化されない限り、航行の自由の違反を構成する」⁴¹⁾。また、「公海における外国船舶の航行への物理的な干渉は、

36) 同上脚注3：判決186項。

37) 同上脚注4：判決187項。

38) 同上脚注5：判決212項。

39) 同上脚注6：判決216項、217項。

40) 同上脚注7：判決219項。

41) 同上脚注8：判決222項。

42) 同上脚注9：判決223項。

航行の自由を侵害する」、という⁴²⁾。

8. 多数意見の見解では、「公海における外国船舶の活動を旗国以外の国の管轄に服させるいかなる行為も、海洋法条約または他の国際条約で明文で規定する例外的な場合を除き、航行の自由の違反を構成する」⁴³⁾。また、「公海においてノースター号の燃料供給活動に自国の刑法と関税法を適用したことは、萎縮効果の有無に関わらず、海洋法条約87条における航行の自由の侵害を構成する」、と認定する⁴⁴⁾。

9. 多数意見は、旗国の排他的管轄権の原則は、海洋法条約87条における航行の自由の内在的構成要素であり、「旗国以外の国が公海で執行管轄権を行使することだけでなく、公海において外国船舶が行う適法な活動に立法管轄権を及ぼすことも、禁止する」、という⁴⁵⁾。

10. 多数意見の考えでは、「もし国が公海に対し自国の刑法と関税法を適用して公海における外国船舶が行う活動を犯罪化する場合、これは、海洋法条約または他の国際条約により正当化されない限り、海洋法条約87条の違反を構成することになる」のであり、「このことは、国が公海において自国法を執行しない場合であっても、変わらない」⁴⁶⁾。多数意見の見解では、「実施が内水で行われた場合であっても、87条はなお適用可能であり、もし国が自国の刑法と関税法を公海における外国船舶の活動に域外的に及ぼしその活動を犯罪化するときは、87条の違反はありうる。これはまさに、イタリアが本件事件で行ったことである」⁴⁷⁾。

11. したがって、多数意見は、「海洋法条約87条1項は本件事件において適用可能であり、イタリアは、公海に自国の刑法と関税法を及ぼし、差押命令を発し及びスペイン当局にその実施を請求した一後にスペインはこれを実施した

43) 同上脚注10：判決224項。

44) 同上脚注11：同上。

45) 同上脚注12：判決225項。

46) 同上脚注13：同上。

47) 同上脚注14：判決226項。

48) 同上脚注15：同上。

一ために、ノースター号の旗国であるパナマが87条に基づき享有する航行の自由を侵害した」、と認定した⁴⁸⁾。

12. そして、判決は、「イタリアは、Savona地方裁判所検察官によるノースター号に対する差押命令、その実施請求及び当該船舶の差押えと抑留により、海洋法条約87条1項に違反した」、と結論づけたのである⁴⁹⁾。

* * *

13. さて、我々は、本件事件の状況では、海洋法条約87条1項は適用されず、したがってその違反は生じえない、と確信している。また、我々の見解では、たとえ87条1項が適用される—これは我々のとる立場ではないが (*quod non*)—としても、イタリアはこれに違反してはいない。

14. 海洋法条約87条の違反があるためには、そもそも、87条が当該行動に適用されなくてはならない。本件事件における当該行動とは、まずはイタリアが差押命令を発したこと及びスペインにその命令の実施の請求を行ったこと、である。当裁判所がすでに先決的抗弁判決で述べたように、ノースター号が行った公海上での活動に関する同船に対する Savona 地方裁判所検察官の差押命令と実施請求は、「87条に基づくパナマの権利の侵害と考える余地がある」⁵⁰⁾。そして、裁判所は、海洋法条約87条は「本件事件と関連性を有する」、と結論づけた⁵¹⁾。しかし、我々の見解では、この規定の関連性 (relevance) は必ずしもこの規定の適用可能性 (applicability) を意味するものではない。関連性は、裁判所の管轄権を確証するには十分であるとしても、本案で検討する場合はこの規定が当該行動に適用されることを確証するには十分でない。

15. 海洋法条約87条は、主に、非旗国による公海での執行管轄権の行使から船舶の自由移動を保護するものである。Wolfrum 裁判官と Attard 裁判官がその共同個別意見で述べたように、「海洋法条約87条の趣旨及び目的を考慮すると、

49) 同上脚注16：判決230項。

50) 同上脚注17：ノースター号事件 (パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 73, para. 122.

51) 同上脚注18：Ibid.

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決 (3・完)

この規定は、まずは、旗国以外の国または旗国から許可を受けた国以外の国の執行措置から、公海での船舶の自由移動を保護するものである」⁵²⁾。

16. 本件事件において、この差押命令がスペインの内水で実施されたことに、争いはない。ノースター号はこの海域に自らの意思で入った。また、イタリアとスペインは1959年の刑事事件における司法共助に関するヨーロッパ条約⁵³⁾の当事国であり、イタリアは、公海上でノースター号を拿捕する必要はなかった。というのは、この司法共助条約の囑託書の仕組みを通じて、イタリアには、スペインの Palma de Mallorca 港にある同船の差押えを確保するための法的手段が提供されているからである。

17. 87条は、公海上の船舶を、非旗国の立法管轄権からも保護しうる。多数意見は、航行の自由は、旗国以外の国による公海での執行管轄権の行使を禁止するだけでなく、公海上の外国船舶が行った適法な活動への旗国以外の国の立法管轄権の行使も禁止している、とする⁵⁴⁾。

18. しかし、国が何らかの活動に、特に自国領域外の活動に、自国の刑事立法管轄権を適用するためには、その国は、この活動に自国の刑事法規則を拡張してその活動を犯罪行為としなければならず、単にその活動に言及したりあるいは記したりするだけでは足りない。当該活動は、その国の法律に基づき刑事的に訴追可能なものでなくてはならないのである。

19. また、海洋法条約の条文、その準備作業、他の国際条約、慣習国際法、国家実行、これらのいずれも、87条とその帰結である92条を合わせて、非旗国が公海での活動に関して刑事立法管轄権を行使する権利を、排除してはいない。Guilfoyle は、Gidel の *Le droit international public de la mer: le temps de*

52) 同上脚注19：ノースター号事件（パナマ対イタリア）、先決的抗弁、Wolfrum 裁判官及び Attard 裁判官の共同個別意見34項。「87条は、旗国以外の国が当該船舶の移動の自由を妨害する執行措置から保護するものである。本件事件においては、公海でのこのような執行措置は行われていない」。同上共同個別意見38項。

53) 同上脚注20：1959年4月20日にストラスブールで採択。ETS 30.

54) 同上脚注21：本共同反対意見前述9項を見よ。

paix とローチュス号事件判決に言及して、「管轄権の排他性もたらしているのは、公海上の外国船舶に対する執行管轄権の行使の禁止だけである。複数の国は、今もなお、公海上の船舶上で行われた行為に立法管轄権の問題として法的結果を付与することができる」という⁵⁵⁾(訳者注：下線部は原文では太字)。

20. 本件裁判の多数意見は、国の立法管轄権についての87条の禁止効果を、公海上の外国船舶の「適法な活動」に限定している。とすると、非旗国が公海上の外国船舶または者の不法な活動には国際法に従ってその立法管轄権を及ぼすことは、排除されない、ということになる。

21. イタリアは、刑事法は領域管轄権の厳格な遵守に基づく、と述べている⁵⁶⁾。イタリアは、公海でのノースター号の燃料供給活動については、刑事管轄権—執行管轄権も立法管轄権も—行使しなかった。イタリア法は、公海での外国船舶の燃料供給活動を犯罪とはしておらず、イタリアは、公海でのノースター号による大型ヨットへの燃料供給はイタリア法上も国際法上も違法だと

55) 同上脚注22： *United Nations Convention on the Law of the Sea. A Commentary*, ed. by A. Proelss, 2017, pp. 700-701. 著者が言及するのは、G. Gidel, *Le droit international public de la mer: le temps de paix*, vol. I (1932), p. 261; “Lotus”, *Judgment N° 91927, P.C.I.J. Series A, No 10*, p. 4である。

56) 同上脚注23：イタリア答弁書106～112項(訳者注： *ITLOS Pleadings, supra note 14*, pp. 204-205)

57) 同上脚注24：「ノースター号が燃料供給活動を行いうることは、争われていない。争われたのは、行われた活動が燃料供給と大きく異なっていることであった(この場合、ヨットの所有者宛ての『燃料油受領書 (bunkers receipts)』が、Silvio Rossi氏と Arve Morch氏の間の協定に基づき詐欺的に作成されている)」(1999年1月18日の Savona 地方裁判所検察部『Savona 地方裁判所検察官による没収品返却の否認命令』、イタリア再抗弁書 Vol. 2, Annex C, p. 2 (訳者注：公表不可のため、*ITLOS Pleadings* に掲載されていない (See *ITLOS Pleadings, ibid.*, p. 470)) の英訳より)。「我々は、差し押さえられた船舶が燃料供給活動を行うことができたかどうかを争っていない。我々が争っているのは、行われた活動が現実の燃料供給と大きく異なっていたことである。」(2003年8月20日に検察官が提出した控訴状、イタリア再抗弁書 Annex D, p. 2 (訳者注：公表不可のため、*ITLOS Pleadings* に掲載されていない (See *ITLOS Pleadings, ibid.*, p. 470)) の英訳より)。

58) 同上脚注25：例えば、イタリア答弁書 paras. 37, 39, 46-47 (訳者注： *ITLOS Pleadings, ibid.*, pp. 187-188, 191)；イタリア再抗弁書 Vol. 1, paras. 13, 15, 18-19 (訳者注： *ITLOS Pleadings, ibid.*, pp. 412-414) を見よ。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決 (3・完)

は主張しなかった⁵⁷⁾。本件事件においてイタリア当局が刑事管轄権を行使したのは租税回避と密輸の嫌疑についてであって⁵⁸⁾、これらは、イタリア法上はイタリア領域で行われたとみなされた犯罪であった⁵⁹⁾。

22. 多数意見の見解では、差押命令は公海でのノースター号の燃料供給活動に「関係する (concerns)」及び「対象としている (targets)」, という。前者の「関係する」はその通りと言えるにせよ、後者の「対象としている」はそうではない。以下、説明する。

23. 確かに、公海でのノースター号の燃料供給活動は、差押命令において及びイタリア国民である Silvio Rossi 氏と他の複数の者に対する刑事事件の枠組みでイタリアの司法当局が発行した他の関連書類において、記載されている。通常、起訴状には、被告人のすべての関連行動を記載し、これには嫌疑のある犯罪行為とその犯罪計画の一部を構成する行動の道具である対象物 (罪体) の所有と使用が含まれる。しかし、この記載は必ずしも、罪体である可能性がある物の所有と使用あるいはその行動それ自体が不法であるとか犯罪であることを、意味するわけではない。また、起訴もこれらを記載する起訴状も、これらを犯罪としあるいは対象とする (target) ことを、意味するわけではない。犯罪に繋がる事態の連鎖のすべての要素が、必ずしも犯罪であるわけではないのである⁶⁰⁾。

25. イタリア検察官が捜査した本件犯罪計画は、3つの主要な要素から成る。すなわち、(1) 燃料はイタリア領域で購入されたが、税金の支払いを回避するために使用目的を偽った、(2) その燃料は、ノースター号を用いてイタリア領海外の大型ヨットに、値引き価格で販売されることになっていた、そして、そ

59) 同上脚注26：イタリア答弁書 paras. 105-112; 117-118, 121, 127-137 (訳者注：*ITLOS Pleadings, ibid.*, pp. 204-209)；「犯罪を構成する作為若しくは不作為の全部若しくは一部がイタリアの領域において行われたとき又はその作為若しくは不作為の結果がイタリアの領域において生じたときは、その犯罪はイタリアの領域において行われたものとみなす」。イタリア刑法6条2項、*Published on the Italian Official Gazette, n. 251, of 26 October 1930*, イタリア答弁書 Annex v (訳者注：*ITLOS Pleadings, ibid.*, p. 270) より。

60) 訳者注：24項がない (フランス語版も同じ)。番号のずれであろう。

のことを承知した上で、その販売後に、(3)その燃料はイタリア領域に無申告で再び持ち込まれることになっていた、である。

26. この船舶は本件対象犯罪において道具として用いられたのであるから、ノースター号の燃料供給活動は、イタリア当局が捜査する刑事事件に関連している。検察官は、差押命令において、ノースター号がどのようにして罪体として用いられたのかを記載する必要がある。特に、同船は、免税の燃料をイタリア領海の外の場所に運送するために用いられたが、その海域で、同船は大型ヨットにその燃料を供給するために用いられることになっていた。しかし、本件対象犯罪の訴追に関連のあるこれらの燃料供給活動はそれだけではイタリア法上違法ではなく、イタリアの刑事管轄権を行使して発せられた差押命令と実施請求は、これらの活動それ自体を犯罪としまたは対象とはしていない。イタリアが対象とし訴追したのは、上述の犯罪計画の第1の要素と第3の要素のみである。

27. ノースター号の燃料供給活動が差押命令とその関連文書に本件対象犯罪の記載に含まれていたため、この差押命令もまたこれらの燃料供給活動に関係しておりそのため海洋法条約87条が関連性を有すると判断するに十分であり、したがって裁判所が本件裁判において管轄権を有すると認定するに十分である、とされたのであろう。しかし、このことは、差押命令を発したイタリアが公海でのノースター号の燃料供給活動を対象とし犯罪化したと認定するには、十分でない。したがって、このことは、本件事件において、87条が適用可能であるとか況やイタリアがこの規定に違反したと結論づけるには、十分でないのである。

28. また、仮定の話として、差押命令での燃料供給活動の記載がイタリアが公海でのノースター号の燃料供給活動を対象とし犯罪化し、イタリアの刑事立法管轄権をかかると活動に及ぼし87条を適用可能なものとしたことを証明したとしても、我々はやはりイタリアは海洋法条約87条に違反していない、と考える。

29. 原則として、公海での燃料供給は適法な活動と考えることができる。したがって、この活動は、海洋法条約87条(と92条)により、燃料供給船の旗国以外の国の立法管轄権から保護される。

30. しかし、本件事件では、イタリアが刑事立法管轄権を行使して公海でのノースター号の活動を対象としたとしても、燃料供給それ自体を対象としたわけではない。そうではなく、この捜査の焦点は、燃料の輸送と供給の手段として (*as a means*) 同船を用いたことである。その燃料の購入についての適当な税金がイタリア領域で支払われなかったという嫌疑があり、また、その燃料がその後イタリア領域に密輸されたという嫌疑がある。イタリアは、犯罪計画の嫌疑の不可分の一部として、本来は適法であるこの活動を捜査する権限を有する。

31. 広く認められているように、国は、嫌疑のある犯罪の構成要件が自国の領域で生じる場合または自国領域との十分な関係が存在する場合には、自国領域の外で行われた行為に刑事立法管轄権を拡張することができる。特に、嫌疑のある犯罪が自国領域内で行われた場合あるいは自国領域内で完遂した場合、あるいは、少なくともいくつかの事案において嫌疑のある犯罪がその国の領域に有害な影響を与える場合は、国はそうすることができる⁶¹⁾。よく知られているように、ヨーロッパ大陸のほとんどの国の刑法は、「犯罪の構成要件の1つが自国の領域内で行われた場合には、当該犯罪は自国の領域内で行われたものとみなされる」、と規定する⁶²⁾。本判決で引用しているイタリア刑法6条も、その例外ではない。

32. たとえイタリアが公海でのこの行為に関して刑事立法管轄権を行使したとしても、この管轄権が行使されたのは、本件対象犯罪(租税回避)の不可分の一部についてであるが、その犯罪は、イタリア領域で開始し(イタリア港で虚偽の目的を述べて燃料を購入した)、イタリア領域で完遂し(その燃料はイタリアの内水に無申告で再び持ち込まれた)、そして、イタリア領域内に影響を及ぼした(税金の不払いによる金銭的損害)。この本件対象犯罪がイタリア

61) 共同反対意見脚注27: 例えば、Brownlie's *Principles of public international law*, 8th ed. by J. Crawford, Oxford Univ. Press, 2012, pp. 458-459; C. Ryngaert, *Jurisdiction in international law*, 2nd ed., Oxford Univ. Press, 2015, pp. 78-79; Chr. Staker, "Jurisdiction", in *International law*, 5th ed. by M.D. Evans, Oxford Univ. Press, pp. 297-298を見よ。

62) 同上脚注28: C. Ryngaert, *op. cit.*, pp. 101-102.

の領域内で開始し完遂したことから、その実行行為が行われたのはイタリアであって公海でないことは、疑いない。

33. こういった状況から考えると、公海での行動はイタリア領域で行われた本件対象犯罪の1要素に過ぎなかった。つまり、イタリアの刑事立法管轄権の行使を国際法上正当化するためのイタリアとの関係性が、十分以上に存在したのである。

34. 我々の見解では、公海での活動に関する管轄権の行使が「属地的 (territorial)」であるか「域外 (extraterritorial)」であるかの違いは、重要でない。後者であっても、公海での行動についてのイタリアによる刑事立法管轄権の行使は、国際法に合致していたであろう。

35. イタリア領域で行われた本件租税犯罪に関わりかつノースター号と密接に関係する者を捜査し及び訴追するイタリアの権利と、公海上の船舶の行為について刑事立法管轄権を行使する権利を区別するのは⁶³⁾、誤りである。この船を用いて公海上で行われた行動は、イタリアが「対象としている」かどうかと関係なく、イタリア領域において行われた本件対象犯罪に一定の役割を果たした。同船は、これらの犯罪を行うためにイタリアの領域内と領域外の両方で用いられた道具であった。我々は、こういった状況において、どうやって87条1項が、イタリアが罪体であるノースター号の差押えを命じることを禁じることができるのか、同船が自ら内水に入ったときにこの命令を実施することを禁じることができるのか、理解できない。

36. 最後に、我々の考えでは、国が公海での行動について刑事立法管轄権を行使しうるのは、その行動が自国の領域で行われた対象犯罪に不可欠なものである場合であって。その行使が、国際法上正当化されるあるいは許容されている場合ではなく国際法上禁止されていない場合である⁶⁴⁾。海洋法条約87条は、こういった禁止を含んでいない。したがって、仮にイタリアが、差押命令とその実施請求により、公海上の大型ヨットへの燃料（その販売についての税金が

63) 同上脚注29：本共同反対意見前述4項を見よ。

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決 (3・完)

イタリア領域で支払われずその後イタリア領域に密輸されたとされる燃料の供給に関してその刑事立法管轄権を行使した—これは我々のとる立場ではないが—としても、イタリアのその行使は国際法に合致するのである。

(Jean-Pierre Cot 裁判官の署名)

(Stanislaw Michal Pawlak 裁判官の署名)

(Shunji Yanai 裁判官の署名)

(Albert J. Hoffmann 裁判官の署名)

(Roman A. Kolodkin 裁判官の署名)

(Liesbeth Lijnzaad 裁判官の署名)

(Tullio Treves 特任裁判官の署名)

(2023年5月9日稿)

【付記】 本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (A) 「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS 科研費19H00567) による成果の一部である。

-
- 64) 同上脚注30:「ただし、だからといって、国際法が、外国で行われた行為に関係するいかなる場合にも、また国際法の何らかの許容規則に依拠しえないような場合にも、国の領域内で管轄権を行使することを禁止しているということにはならない。このような見解が支持されるのは、国際法が、国に、自国法の適用と自国裁判所の裁判権を自国領域外の人、財産及び行為に拡張することを一般的に禁止している場合、及び、この一般的禁止への例外として、国際法が国に一定の場合にそうすることを許容している場合、であろう。しかし、国際法の現状においては、そうっていない。国際法は、国が自国法の適用と自国裁判所の裁判権を自国領域外の人、財産及び行為に拡張できないとする内容の一般的禁止を定めるどころか、この点について国に広範な範囲の裁量を許している、この裁量が制限されるのは禁止規則による一定の場合に限られる。それ以外の場合は、いずれの国も、自国が最善かつ最適と考える諸原則を採用する自由を有したままである」。ローチェス号事件、判決第9号、1927年、*PCIJ, Series A, No. 10*, p. 19.

*訳者注:本誌前々号「(1)」と前号「(2)」について、次のように訂正する。

前々号「(1)」について

59頁 5行目 差押えの撤回 → 差押えの取り消し

62頁目次Ⅷ. 1. 因果関係 → 因果性

同上Ⅷ. 1.(2) 因果関係の切斷 → 因果関係の中断

同上Ⅷ. 3.(4) 手数料と税金の支払い義務 → 登録料と税金の支払い

81頁75項 「ある船舶の差押え報告書」 → 『ノースター号差押え調書』

82頁80項 ノースター号の差押えを撤回し → ノースター号の差押えを取り消し

83頁82項 同船の還付 (withdraw) の期限 → 同船の回収の期限

同上 還付がない場合 → 回収がない場合

83頁83項 差押えと留置を撤回する文書 → 差押えと留置を取り消す文書

前号「(2)」について

53頁脚注20)、63頁脚注22)、72頁脚注26) *Pleadings, supra note 13* → *Pleadings, supra note 14*

73頁287項 取り戻されるはずだったが、そうはならなかった → 回収できたはずだったが、回収されることはなかった